

資 料

## 外国民事訴訟法研究（50）

外国民事訴訟法研究会  
（代表者 加藤 哲夫）

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔7〕

監訳代表	加藤哲夫	山本 研	棚橋洋平
監訳・試訳	中本香織	中山義丸	崔 廷任
	蘇 迪	高田 明	向山純子
	我妻純子		

## 「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔7〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平  
監訳・試訳 中本香織 中山義丸 崔 廷任  
蘇 迪 高田 明 向山純子  
我妻純子

### 第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1010条まで・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2008条・同50巻1号；第2009条～第2020条・同50巻2号）

第Ⅲ章 請求権，並びに，債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）（第3001条～第3011条・同50巻3号；第3012条～第3022条・同51巻1号）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）（本号）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）

第Ⅷ章 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

※ 本研究はJSPS 科研費基盤研究C（平成26年度～28年度）課題番号26380136による研究成果の一部である。

## 第IV章 債務者；義務及び利益

### ◆ R. 第4001条（自動停止<sup>(1)</sup>からの救済；財産の使用，売却，賃貸の禁止又は条件の付加；現金預金担保<sup>(2)</sup>の使用；与信の獲得；合意）

#### (a) 自動停止からの救済；財産の使用，売却，賃貸の禁止又は条件の付加

##### (1) 申立て 本法に規定される自動停止からの救済を求める申立て，又

- (1) 自動(的)停止(Automatic Stay)は、米国連邦倒産法の最も重要な特徴の1つとされ、倒産手続の開始申立てがあると、格別の手続を要することなく、債権者による債務者に対する、債権回収のための法律上及び事実上の行為が禁止され、担保権の実行や相殺権の行使、その他事実上の取り立て行為も禁止対象に含まれる。そのため、米国においては、自動停止の存在が、債務者にとって倒産手続開始を申し立てる重要な動機となっているとされる。他方、日本の倒産手続には、債務者財産を保全するための制度として手続開始前の各種の保全処分制度(破24条以下、民再26条以下、会更24条以下)があるが、米国における自動停止とは異なり、倒産手続の申立てによって自動的に財産保全の効果が生じるものではなく、裁判所による発令が必要とされており、その対象範囲も狭いという違いがある。なお、民事再生法の立法過程において、このような自動停止型の制度をわが国の倒産法にも導入すべきかについて検討されたが、その濫用が危惧されたこと等から見送られたという経緯がある。ただし、その「変形物」として、自動停止制度の利点を一定範囲で取り入れつつ、濫用の危惧を払拭するため厳格な要件を設けるとともに、発令にあたり裁判所の判断を介在させるものとした制度として、「包括的禁止命令」(破25条・民再27条・会更25条)が導入されるに至っている。自動停止と包括的禁止命令の類似点としては、①債権者による断続的な権利行使に個別に対応する煩を回避し、債務者を事業の再建に専念させることが可能となること、②債権者の権利行使を包括的に禁止した上で、個別にその禁止を解除していく手続構造であること、③全債権者の権利行使、及び債務者の全財産を対象とする権利行使が「包括的」に禁止の対象となること、等が挙げられている。他方、相違点としては、①包括的禁止命令は担保権の実行や相殺権の行使、事実上の取立行為には及ばないこと、②自動停止の実効性を担保している裁判所侮罪という制裁は日本には存在しないこと、③裁判所の関与の時期が異なること、すなわち、包括的禁止命令については、その発令段階において裁判所が関与するのに対し、自動停止は発令段階においては裁判所の関与はなく、個別的な解除の申立てがあった段階で初めて関与することになること、等が挙げられている。以上につき、高木・59頁以下、福岡

は第363条(e)の規定による財産の使用、売却、賃貸の禁止若しくは条件の付加を求める申立ては、R. 第9014条<sup>(3)</sup>の規定によりなされなければならない、かつ、その申立書は、本法第705条の規定により選出された委員会、若しくは本法第1102条の規定により選任された委員会、又は、その授権された代理人、又は、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件であって、かつ、本法第1102条の規定による無担保債権者の委員会が選任されていない事件では、R. 第1007条(d)の規定により提出された債権者一覧表に記載されている債権者、及び、裁判所が指定するその他の者に、送達をしなければならない。

(2) 一方当事者の申立てによる救済 第362条(a)の規定による自動停止からの救済、又は第363条(e)の規定による財産の使用、売却、賃貸の禁止又は条件の付加の申立ては、(A) 相手方又は相手方の弁護士が反対に審尋を受けるまでに、申立人に即時かつ回復することができない被害、損失又は損害が生じることが、宣誓供述書又は誓言付きの申立書に摘示されている具体的事実により、明白に示されており、かつ、(B) 申立人の弁護士が、裁判所に対して書面により、それまでに通知のための努力がなされてきたのであ

---

真之介『アメリカ連邦倒産法概説〔第2版〕』(商事法務、2017)(以下、「福岡〔第2版〕」として引用する)46頁以下、倒産法(上)・359頁以下、園尾隆司=小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』131頁〔永石一郎執筆〕(弘文堂、2013)、田原睦夫=山本和彦監修『注釈破産法(上)』167頁〔綾克己執筆〕以下(金融財政事情研究会、2015)、山本研「民事再生手続における包括的禁止命令」梅善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀『民事手続における法と実践』1013頁(成文堂、2014)参照。

- (2) 現金預金担保(Cash Collateral)とは、「取得時期および発生時期を問わず、倒産財団以外の者が権利を有するものであって、連邦倒産法第552条(b)に定める担保権の目的となっている現金・流通証券・権利証券・証券・預金その他の現金同等物」(同法第363条(a))をいう。現金預金担保には「担保の効力が及ぶ財団からの収益・果実・賃料およびホテル等の宿泊施設からの収益」を含む(同項)。以上につき、福岡〔第2版〕・85頁参照。
- (3) R. 第9014条は、連邦倒産手続規則に別段定められていない争いある事項につき、その申立て、送達、連邦倒産手続規則第7編の規則の適用、証人の証言の取扱い、証人の期日への出頭を規定している。本条にいう現金預金担保の使用に係る申立てに基づく裁判所の審理は、このようなR. 第9014条によるとする趣旨である。なお、R. 第9014条の適用については、本条(b)(1)(A)及び(C)(1)(A)においても規定が置かれている。

ればそれらの努力、及び通知が必要とされるべきではない理由を証明した場合に限り、事前の通知をすることなく、許可することができる。本項及び第362条(f)又は第363条(e)の規定による救済を得た当事者は、直ちにその旨を管財人又は財産の占有を継続する債務者及び債務者に対して口頭により通知しなければならない。かつ、速やかに郵便又はその他の方法により、上記の相手方等に対して救済を許可する命令の写しを交付しなければならない。事前の通知なしに自動停止からの救済を得た当事者に対する2日間の猶予をもった通知、又は、裁判所が定めるさらに猶予期間の短い通知に基づき、相手方は裁判所に出頭の上、自動停止の復活、又は財産の使用、売却、若しくは賃貸の禁止若しくは条件の付加についての再考を申し立てることができる。この場合、裁判所は、即時に審問を行い、申立てについて判断を示さなければならない。

(3) 自動停止からの救済命令の効力停止 R. 第4001条(a)(1)の規定により発令された自動停止からの救済を求める申立てを許可する命令は、裁判所が別段に命じない限り、発令後14日の期間が満了するまでその効力を停止される。

## (b) 現金預金担保の使用

### (1) 申立て；送達

(A) 申立て 現金預金担保を使用する許可を求める申立ては、R. 第9014条の規定によりなされなければならない。かつ、提案に係る命令の書式を添付してしなければならない。

(B) 申立書の内容 申立書は、5頁を超えない範囲で、次の約定を含んで、すべての重要な約定を掲記し又はこれらを要約し、かつ、その関係する文書におけるそれらの箇所を明示した、求められている救済の簡潔な陳述書で構成するものとし、(申立書が5頁を超えるときは)求められている救済の簡潔な陳述書を最初の頁としなければならない。

- (i) 現金預金担保につき権利を有するそれぞれの者の氏名、
- (ii) 現金預金担保を使用する目的、
- (iii) 現金預金担保を使用する期間を含む、重要な条件、及び、
- (iv) 現金預金担保につき権利を有するそれぞれの者に対して提供されることになるリーエン、現金の支払い、若しくはその他の適切な保護、又は、追加的にいかなる適切な保護も提案されないときは、それぞれが適切に保護されている理由。

(C) 送達 申立書は、(1) 現金預金担保につき権利を有する者、(2) 本法第705条の規定により選出された委員会、若しくは本法第1102条の規定により選任された委員会、又は、その授權された代理人、又は、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件であって、かつ、本法第1102条の規定による無担保債権者の委員会が選任されていない事件では、R. 第1007条(d)の規定により提出された債権者一覧表に記載されている債権者、及び、(3) 裁判所が指定するその他の者に、送達をしなければならない。

(2) 審問 裁判所は、現金預金担保を使用する許可を求める申立てに基づく最終の審問を、その申立書が送達された後14日よりも早くない時期に開始することができる。その申立てが求めるときは、裁判所は、その14日の期間が経過する前に、準備的な審問を実施することができるものの、その場合には、裁判所は、最終の審問が係属している間に倒産財団に対する即時かつ回復することができない損害を避けるために必要な額に限り、現金預金担保の使用を許可することができる。

(3) 通知 本項の規定による審問の通知は、本項(1)の規定により必要とされる申立書の送達を受ける関係人、及び、裁判所が指定するその他の者になされなければならない。

### (c) 与信の獲得

#### (1) 申立て；送達

(A) 申立て 与信を得る許可を求める申立ては、R. 第9014条の規定によりなされなければならない。かつ、与信について合意された書面の写し及び提案に係る命令の書式を添付してしなければならない。

(B) 申立書の内容 申立書は、5頁を超えることなく、利率、弁済期限、債務不履行事由、リーエンの設定の有無、借入れ限度、又は借入れ条件を含んで、提案された与信についての合意及び命令の書式のすべての重要な約定を掲記し又は要約し、かつ、関係する書面の中でのそれらの箇所を明示した、求めている救済の簡潔な陳述書で構成するものとし、又は、(申立書が5頁を超える場合には)求められている救済の簡潔な陳述書を最初の頁としなければならない。提案された与信についての合意された書面又は命令の書式が以下に列挙された約定を含むときは、その簡潔な陳述書は同様に、各々の項目を掲記し又は要約し、提案された与信についての合意された書面又は命令の書式においてそれぞれの事項の箇所を特定し、か

つ、R. 第4001条(c)(2)に規定されているところにより、仮の承認は得られたが終局的に救済が認められなかった場合は、すでに行われている借入れの効果を存続させることを提案するような約定があれば、その約定をも明らかにしなければならない。加えて、申立書には、次のそれぞれの約定の性質及び範囲を記載しなければならない。

- (i) 本法第364条(c)<sup>(4)</sup>又は(d)<sup>(5)</sup>の規定による倒産財団の財産上の優先権又はリーエンの付与、
- (ii) 事件の開始前に生じた請求権の担保のための倒産財団の財産に係るリーエンの付与を含む、その請求権についての適切な保護の提供若しくは優先権の提供、又は、その請求権を理由として現金による支払いをするための本法第364条の規定による倒産財団の財産又は借入金の使用、
- (iii) 事件の開始前に生じた請求権の法的有効性、執行可能性、優先権、若しくは額、又は、その請求権を担保するリーエンの法的有効性、執行可能性、優先権、若しくは担保される額の確定、
- (iv) 自動停止に関連する連邦倒産法の規定若しくは適用ある手続規則の排除又は変更、
- (v) 計画案を提出する権限若しくは権利の放棄又は変更、専ら債務者が計画案を提出することができる期間を伸長する権限若しくは権利の放棄又は変更、本法第363条(c)の規定により現金預金担保を使用する権限若しくは権利の放棄又は変更、又は、本法第364条の規定により与信を得る許可を求める権限若しくは権利の放棄又は変更、
- (vi) 更生計画案を提出するための最終の期限の設定、開示書面の承認を受けるための最終の期限の設定、計画の認可に関する審問の最終の期限の設定、又は計画認可命令を発令するための最終の期限の設定、
- (vii) 倒産財団の財産に係るリーエンの対抗要件の具備に関連する非倒産法の適用可能性の放棄又は変更、又は、受戻権喪失手続<sup>(6)</sup>若しくは

---

(4) 連邦倒産法第364条(c)によれば、管財人が資金を借り入れるにあたって、その債権を管財費用債権として借り入れることができない場合には、裁判所は、管財費用債権に優先する優先権を付与したり、倒産財団の財産に担保権を設定するなどして資金を借り入れることを許可することができる。

(5) 連邦倒産法第364条(d)によれば、裁判所は、一定の要件の下に、すでにリーエンが存在する財産上にこれに優先する又はこれと同順位のリーエンを付与した借入れを許可することができる。

その他のリーエンの執行に関する非倒産法の適用可能性の変更又は権利放棄,

(viii) 出訴制限又は訴訟を開始するその他の期限の変更を含む, 倒産財団又は管財人に属する請求又はその他の訴訟原因の譲歩, 放棄, 又は制限,

(ix) 損失補償,

(x) 本法第506条(c)の規定による権利の譲歩, 放棄, 又は制限,

(xi) 本法第544条, 第545条, 第547条, 第548条, 第549条, 第553条(b), 第723条(a), 又は第724条(a)の規定により生じる請求又は訴訟原因に基づくリーエンの付与。

(C) 送達 申立書は, (1) 本法第705条の規定により選出された委員会若しくは本法第1102条の規定により選任された委員会, 又はその授権を受けた代理人, 又は, 事件が第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件であって, かつ, 本法第1102条の規定による無担保債権者の委員会が選任されていない事件では, R. 第1007条(d)の規定により提出された債権者一覧表に記載された債権者, 及び, (2) 裁判所が指定するその他の者に, 送達されなければならない。

(2) 審問 裁判所は, 与信を獲得する許可を求める申立てに基づく最終審問を, その申立書が送達された後の14日よりも早くない時期に開始することができる。その申立てが求めるときは, 裁判所は, その14日の期間が経過する前に審問を実施することができるものの, その場合には, 裁判所は, 最終の審問が係属している間に倒産財団にとっての即時のかつ回復をすることができない損害を避けるために必要な範囲でのみ, その与信の獲得を許可することができる。

(3) 通知 本項の規定による審問の通知は, 本項(1)の規定により申立書の送達が必要とされている関係人, 及び, 裁判所が指定するその他の者に, なされなければならない。

---

(6) 受戻権喪失手続とは, 担保債務者が, 担保物の受戻権(equity of redemption)を失うことであり, これにより, 担保債務者が担保目的の上に有していた権利は, すべて消滅する。この点につき, 鴻常夫=北沢正啓編『英米商事法辞典 [新版]』398頁 [曾野和明執筆](商事法務研究会, 1998)参照。

(d) 自動停止からの救済に関する合意、財産の使用、売却若しくは賃貸を禁止し又はこれらに条件を付す合意、適切な保護の提供、現金預金担保の使用、及び与信の獲得についての合意

(1) 申立て；送達

(A) 申立て 次の事項の承認を求める申立ては、合意書面の写し及び提案に係る命令の書式を添付してしなければならない。

(i) 適切な保護の提供についての合意、

(ii) 財産の使用、売却、賃貸の禁止、又は条件の付加についての合意、

(iii) 本法第362条が規定する自動停止について変更又は終了する合意<sup>(7)</sup>、

(iv) 現金預金担保を使用する合意、又は、

(v) 債務者と、倒産財団の財産にリーエン又は権利を有する者との間でなされた、その者のリーエン又は倒産財団の財産に係る権利に優先する又は同順位のリーエンを設定することについての合意。

(B) 申立書の内容 申立書は、5頁を超えることなく、提案された合意に関するすべての重要な約定を掲記し又は要約し、かつ、関係する書面の中でそれらの箇所を明示した、求められている救済の簡潔な陳述書により構成するものとし、又は、(申立書が5頁を越える場合には)求められている救済の簡潔な陳述書を最初の頁としなければならない。加えて、上記の簡略な陳述書には、提案に係る指図書類における各約定、合意事項、又は本条(c)(1)(B)に掲げる類型のその他の文書についての簡略な目録又は要約を付し、かつ、それらの所在を特定して記載しなければならない。申立書には、それら各約定の性質及び範囲についても記載しなければならない。

(7) 自動停止の存続期間は、自動停止からの救済決定がなされない限り、手続開始申立時から以下①・②のいずれか早く到来した時点までとなる。

①財団財産に対する行為の自動停止は、当該財産が財団に属さなくなった時点(連邦倒産法第362条(c)(1))。

②手続の終結、手続の棄却、又は免責に関する裁判所の決定がなされた時点(同条(c)(2))。

なお、免責決定により自動停止が終了すると規定されていることから、個人債務者以外の債務者の場合は、更生計画の認可時に自動停止が終了することとなる。以上につき、福岡〔第2版〕・62頁参照。

(C) 送達 申立書は、(1) 本法第705条の規定により選出された委員会若しくは本法第1102条の規定により選任された委員会、又は、その授権を受けた代理人、又は、事件が第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件であって、かつ、本法第1102条の規定による無担保債権者の委員会が選任されていない事件では、R. 第1007条(d)の規定により提出された債権者一覧表に記載された債権者、及び、(2) 裁判所が指定するその他の者に、送達されなければならない。

(2) 異議申立て 申立てについての通知、及び異議申立てをなし財産の占有を継続する債務者又は管財人に送達しうる期間についての通知は、本項(1)により送達をすることが必要とされている関係人及び裁判所が指定するその他の者に対して郵送によりなされなければならない。裁判所が別段に期間を指定しない限りは、異議申立ては、当該通知の郵送後14日内になされなければならない。

(3) 処分決定；審問 異議申立てがない場合、裁判所は、審問を経ないで当該合意を許可し、又は不許可とする決定をすることができる。異議申立てがなされた場合、又は裁判所が審問を開催することが適当であると判断した場合、裁判所は、異議申立人、申立人、本項の(1)の規定により送達が必要とされている関係人、及びその他裁判所が指定する者に、7日を下回らない猶予をもった通知をした上で、審問を開催しなければならない。

(4) 申立てについての和解における合意 裁判所は、本条(a)、(b)、又は(c)の規定によりなされた申立てが、合意約定の重要部分及び審問の機会に関する合理的な通知として相当であったと認めるときは、本項(1)、(2)、及び(3)に定める手続を適用しないこと、及び、更なる通知を要せずに、当該合意が許可され得る旨を命ずることができる。

#### ◆ R. 第4002条 (債務者の義務)

(a) 総則 債務者は、本法及び規則によって規定されるその他の義務を履行することに加え、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 裁判所によって指定される日時に、調査に出頭しかつ意見を述べること、

(2) 証人として召喚される場合、免責への異議申立てに関する審問に出頭しかつ証言すること、

(3) 財産目録がR. 第1007条の規定により未だ提出されていなかった場合

に、債務者が権利を有する不動産の所在地、及び債務者の引渡要請又は指図に服する金員又は財産を保有しているすべての者の氏名及び住所について、直ちに書面で管財人に通知すること、

(4) 在庫目録の作成、請求権の証拠の調査、及び倒産財団管理に関して、管財人に協力すること、

(5) 債務者住所の変更に関する書面を提出すること。

**(b) 個人債務者の書面提出義務** (1) 個人の識別書類 すべての個人債務者は、次の(A)及び(B)を、本法第341条<sup>(8)</sup>の規定による債権者集会に提出しなければならない。

(A) 政府機関部局によって発行される写真付身分証明書、又はその他、債務者の身元の特定に資する個人識別情報、及び、

(B) 社会保障番号の証拠、又はそのような書類が存在しないことを示す書面による陳述書

(2) 財務情報 すべての個人債務者は、次の(A)、(B)、及び(C)の書類若しくはその写しを、本法第341条の規定による債権者集会に提出し、かつ、管財人に利用できるように供しなければならない、又は、その書類が存在しないこと若しくは債務者の占有下にないことを示す書面による陳述書を、提出しなければならない。

(A) 直近の支払通知書等の現在の収入の証拠、

(B) 管財人又は連邦管財官が別段に指示をしない限り、手続開始の申立書提出日を含む一定期間における、当座、貯蓄、及びマネー・マーケット口座<sup>(9)</sup>、ミューチュアル・ファンド<sup>(10)</sup>、並びに、仲立取引口座を含む、債務者の個々の預金及び投資口座に関する明細報告書、

(C) 本法第707条(b)(2)(A)又は(B)<sup>(11)</sup>の規定により必要とされる場合、

(8) 連邦倒産法第341条は、債権者及び持分証券保有者の集会を規定している。  
 (9) マネー・マーケット口座(money market account)とは、銀行又はその他の金融機関における利息付口座をいう。以上につき、BLACKS LAW DICTIONARY 1159 (10th ed. 2014)。

(10) ここでのミューチュアル・ファンド(mutual fund)とは、投資信託を意味する。この点につき、田中・572頁参照。

(11) 連邦倒産法第707条(b)(2)(A)又は(B)は、救済申立ての棄却又は第11章更生手続若しくは第13章個人の債務調整手続への移行、申立ての濫用、及びその判断基準としての弁済資力テスト等を規定している。福岡〔第2版〕・265-269頁参照。

債務者によって主張される毎月の支出の書面。

(3) 納税申告書 本法第341条の規定により債権者集会のために設定された第一回目の期日より少なくとも7日前に、債務者は、管財人に対し、事件開始の直近に終了する直近課税年度におけるかつ申告書が提出された、添付書類を含む債務者の連邦所得税申告書の写し若しくはその納税申告書控えの写しを、提出し、又は、その書類が存在しないことを示す書面による陳述書を提出しなければならない。

(4) 債権者に提出される納税申告書 債権者が、本法第341条の規定により債権者集会のために設定された第一回目の期日より少なくとも14日前に、本条(b)(3)の規定により管財人に提出されるべき債務者の納税申告書の写しを要求する場合、債務者は、本法第341条の規定により債権者集会のために設定された第一回目の期日より少なくとも7日前に、要求している債権者に対し、すべての添付書類を含むその申告書の写し若しくはその納税申告書控えの写しを提出し、又は、その書類が存在しないことを示す書面による陳述書を提出しなければならない。

(5) 納税情報の秘匿 R. 第4002条(b)(3)及び(b)(4)の規定による納税申告書を提供する債務者の義務は、連邦裁判所事務総局長官によって設定された納税情報の秘匿を保護するための手続に服する。

#### ◆ R. 第4003条 (倒産財団除外財産)

(a) 倒産財団除外財産の主張 債務者は、R. 第1007条の規定により提出が必要とされている財産目録に関し、本法第522条<sup>(12)</sup>の規定により倒産財団から除外されると主張されている財産の一覧表を作成しなければならない。債務者が、R. 第1007条の規定により指定された期間内に、倒産財団除外財産の主張又はその目録の提出をしない場合、債務者の被扶養者は、その後30日以内にその一覧表を提出することができる。

#### (b) 倒産財団除外財産の主張に対する異議申立て

(1) (2)及び(3)で規定されている場合を除いて、利害関係人は、本法第341条(a)の規定により開催された債権者集会が終了した後30日内又は一覧表若しくは補充目録の変更案が提出された後30日内のうち、いずれか遅い期間内に、倒産財団除外と主張されている財産一覧表に対して異議申立書を提出

(12) 連邦倒産法第522条は、倒産財団除外財産について規定している。

することができる。利害関係人が、異議申立ての期間が満了する前に、伸長の申立てを提出する場合、裁判所は、理由があると認めて異議申立書の提出期限を伸長することができる。

(2) 債務者が、詐欺的に倒産財団除外財産の主張を行った場合は、管財人は、事件の終了後1年を経過する前のいかなる時でも倒産財団除外財産の主張に対する異議申立書を提出することができる。管財人は、債務者及びその代理人、並びに倒産財団除外財産の一覧表を提出したいかなる者及びその者の代理人に対し、その異議申立書を、交付又は郵送しなければならない。

(3) 本法第522条(q)<sup>(13)</sup>の規定による倒産財団除外財産に対する異議申立書は、事件の終了前に提出されなければならない。倒産財団除外財産が、事件再開の後に初めて主張される場合、異議申立書は、再開される事件が終了する前に、提出されなければならない。

(4) 異議申立書の写しは、管財人、債務者及びその代理人、並びに一覧表を提出した者及びその代理人へ、交付又は郵送されなければならない。

(c) **立証責任** 本条によるいかなる審問においても、異議申立ての当事者は、倒産財団除外財産が適正に主張されていないことを証明する責任を負う。通知に基づく審問の後、裁判所は、異議申立てによって提示された争点を確定しなければならない。

(d) **倒産財団除外財産の譲渡の債務者による取消し** 本法第522条(f)<sup>(14)</sup>の規定による倒産財団除外財産のリーエン又はその他の譲渡を債務者が取り消す手続は、R.第9014条の規定による申立てによらなければならない。(b)の規定にもかかわらず、債権者は、本法第522条(f)の規定により提出された申立てに対し、リーエンにより権利を減損されていると主張されている財産にかかる倒産財団除外の有効性を争うことにより、異議を申し立てることができる。

#### ◆ R. 第4004条 (免責の許可又は不許可)

(a) **免責に対する異議申立ての期間：指定された期間の通知** 第7章事件において、債務者の免責に異議を申し立てる、訴え又は本法第727条(a)(8)若

(13) 連邦倒産法第522条(q)は、債務者に法律違反がある場合の倒産財団除外財産の制限を規定している。

(14) 連邦倒産法第522条(f)は、リーエンが倒産財団除外財産を損なう範囲において、債務者が、リーエンの権利を取り消すことができる場合を規定している。福岡〔第2版〕・136-138頁参照。

しくは(a) (9)<sup>(15)</sup>の規定による異議申立ては、本法第341条(a)<sup>(16)</sup>の規定による債権者集会のための最初の期日の後60日を超えない期間内に提出されなければならない。第11章事件におけるかかる訴えは、計画の認可のための審問のための最初の期日より前に提出されなければならない。第13章事件において、本法第1328条(f)<sup>(17)</sup>の規定による債務者の免責に対する異議申立ては、同第341条(a)の規定による債権者集会のための最初の期日の後60日を超えない期間内に提出されなければならない。連邦管財官、R. 第2002条(f)及び(k)<sup>(18)</sup>に規定されるすべての債権者、並びに、管財人及びその代理人に対しては、少なくとも指定された期間に対して28日の猶予をもって、通知がされなければならない。

#### (b) 期間の伸長

(1) 利害関係人の申立てに基づき、通知をなし審問を経た上で、裁判所は、理由があると認めるときは、免責に対する異議を申し立てる期間を伸長することができる。本条(b) (2)に定めるところを除き、異議申立ては、その期間が満了する前になされなければならない。

(2) 免責に対する異議申立ての期間を伸長する申立ては、(A) その異議申立てが、免責の後において知れていれば、本法第727条(d)の規定により免責の取消しの基礎を提供するであろう事実に基づく場合で、かつ (B) 申立人が異議申立てが許可された期間内にその事実を知らなかった場合は、異議申立ての期間の満了後で免責が付与される前に提出することができる。かかる申立ては、申立人がかかる異議申立ての原因となっている事実を発見した後、速やかに提出されなければならない。

#### (c) 免責の許可

(1) 第7章事件において、免責に対する異議申立て、及びR. 第1017条

(15) 連邦倒産法における免責不許可事由については、福岡〔第2版〕・276-278頁参照。

(16) 連邦管財官が債権者集会の開催を命じる期間については、R. 第2003条(a)参照。

(17) 連邦倒産法第1328条(f)は、(1) 過去に第7章・第11章・第12章手続により免責を受けたことがある場合で、それらの手続の申立てから4年以内に現在の第13章手続の救済命令を受けた場合、または(2) 過去に第13章手続により免責を受けたことがある場合で、それらの手続の申立てから2年以内に現在の第13章手続の救済命令を受けた場合には、免責を付与できないことを規定する。

(18) R. 第2002条(f)・(k)については、本試訳〔3〕を参照。

(e)<sup>(19)</sup>の規定により事件を棄却する申立てを提出するために指定された期間の満了により、裁判所は以下の場合を除いて、速やかに免責許可をしなければならない。

- (A) 債務者が個人でないこと、
- (B) 免責に異議を申し立てる、訴え又は本法第727条(a)(8)若しくは(a)(9)の規定による異議申立てがなされ、かつ債務者に有利に判断がなされなかったこと、
- (C) 債務者が本法第727条(a)(10)の規定による免責放棄をなしていること、
- (D) 本法第707条<sup>(20)</sup>の規定による事件を棄却するための申立てが係属中であること、
- (E) 免責に異議を申し立てる訴えを提起するための期限を伸長するための申立てが係属していること、
- (F) R. 第1017条(e)(1)の規定により事件を棄却するための申立書を提出する期限を伸長する申立てが係属していること、
- (G) 本法にもとづき事件の開始時に裁判所書記官に対して支払うべき連邦民事訴訟手続規則第1930条(a)に規定する申立手数料、及び連邦民事訴訟手続規則第1930条(b)の規定により合衆国司法会同が定めるその他の手数料を全額支払っていないこと。ただし、裁判所が連邦民事訴訟手続規則第1930条(f)の規定により手数料を免除したときはこの限りではない<sup>(21)</sup>。
- (H) 債務者が、R. 第1007条(b)(7)の規定により要求される個人の家計管理に関する課程の終了に関する書類<sup>(22)</sup>を裁判所に提出していないこと、
- (I) 本法第727条(a)(12)の規定に基づき、免責を遅らせ若しくは後にする申立てが係属していること、
- (J) R. 第4008条(a)の規定による債務の再承認契約<sup>(23)</sup>を提出するための

---

(19) R. 第1017条(e)については、本試訳〔2〕を参照。

(20) 連邦倒産法第707条は、第7章事件の棄却及び移行を規定する。

(21) 申立手数料については、本試訳〔1〕の脚注(14)及び(15)を参照。

(22) R. 第1007条(b)(7)については、本試訳〔1〕を参照。2005年倒産法改正で、個人債務者に対して、個人の家計管理に関する課程の受講が要求されることとなった。

(23) 債務者は、債権者との間で、免責された債務を倒産手続終了後に支払う旨の再承認契約を任意に締結することができる。これは、商品の供給を維持するために主要な取引先に弁済する場合、親族や友人に対して支払う場合、担

期間を伸長するための申立てが係属していること、

(K) 再承認契約が不当な困難であるという推定が本法第524条(m)の規定により生じていて、裁判所がその推定に関する審問を終了していないこと、又は、

(L) 債務者が裁判所に対して、本法第521条(f)の規定により提出を要求される税金に関する書類を提出していないという理由で、免責を遅らせるために申立てが係属していること。

(2) R. 第4004条(c)(1)の規定にかかわらず、債務者の申立てにより、裁判所は免責を許可する決定を30日間延期することができ、かつ、当該期間内の申立てに基づき、裁判所は決定を一定の期日まで延期することができる。

(3) 債務者が R. 第1007条(b)(8)<sup>(24)</sup>の規定により書類を提出することが要求されるときは、裁判所は、かかる陳述書が提出されてから30日を超えるまでは免責を許可してはならない。

(4) 債務者が個人である第11章事件、又は第13章事件において、裁判所は、債務者が R. 第1007条(b)(7)の規定により要求される書類を提出していないときは、免責を許可することができない。

(d) **第Ⅶ章の手續規則<sup>(25)</sup>及び R. 第9014条の適用可能性** 免責許可に対する異議申立ては、本法第727条(a)(8)、(a)(9)、又は本法第1328条(f)の規定による免責許可に対する異議が申立てにより開始され、かつ、それが R. 第9014条により規律されるところを除き、本手續規則の第Ⅶ章により規律される。

(e) **免責を許可する決定** 免責許可の決定は、適切な公定様式に従わなければならない。

(f) **他の裁判区における免責許可の登録** 終局となる免責を許可する決定は、他の裁判区の裁判所書記官の事務所にその決定書の認証された写しを提出することにより、その裁判区においても登録することができる。そのように登

---

保権者に対して免責された被担保債権を弁済することにより担保権実行を思いとどまらせる場合等、債務者に免責された債務を弁済する強い動機がある場合があるためである。他方、再承認契約は、債権の回収を図る債権者に悪用されるおそれがあるため、債務者が適切な情報に基づいて自由意思により判断したことが要求され、適切性を確保するために裁判所の関与が求められている。以上につき、福岡〔第2版〕・232-233頁参照。

(24) R. 第1007条(b)(8)については、本試訳〔1〕を参照。

(25) 本手續規則第Ⅶ章は、対審手續について規定する。

録されたとき、その免責許可決定は、登録された裁判区における裁判所の決定と同一の効力を有するものとする。

(g) **免責の通知** 裁判所書記官は、免責の終局となる決定書の写しを本条(a)に規定された者に速やかに郵送しなければならない。

#### ◆ R. 第4005条 (免責に対する異議における立証責任)

免責に対する異議の訴えにかかるトライアルにおいては、原告がその異議事由を証明する責任を負う。

#### ◆ R. 第4006条 (免責がなされない旨の通知)

免責を許可しない決定、免責を取り消す決定、免責の放棄を承認する決定、又は個人債務者事件において免責を許可することなしに事件を終結する旨の決定がなされた場合には<sup>(26)</sup>、裁判所書記官は、速やかに、R. 第2002条<sup>(27)</sup>に定める方式で、すべての利害関係人にこれを通知しなければならない。

#### ◆ R. 第4007条 (債務の免責対象性の確定)

(a) **訴えを提起する適格を有する者** 債務者又はいかなる債権者も<sup>(28)</sup>、いかなる債務の免責対象性の確定を得るために訴えを提起することができる。

(b) **本法第523条(c)<sup>(29)</sup>の規定によらない手続を開始するための期間** 本

(26) 債務者が個人でない場合、第7章手続において免責はなされない(連邦倒産法第727条(a)(1)、福岡〔第2版〕・276頁参照。もっとも、その後解散するため、免責がなされずとも現実的な問題はない)。第11章手続においては、計画案が認可された時点で免責がなされる(同法第1141条(d)(1)(A)、福岡〔第2版〕・344頁参照)。

(27) R. 第2002条については、本試訳〔3〕を参照。

(28) 管財人は、特定の債権者のためではなく、全債権者のために職務を遂行するため、特定の債務についての利害関係は有しておらず、特定の債務についての免責対象性を争う趣旨である本条の訴えの原告適格は認められないとされている(See *In re Farmer*, 786 F. 2d 618, 620-21 (4th Cir. 1986))。もっとも、管財人は、債務一般についての免責不許可が相当な場合にはその旨の意見を述べる義務を負っているため(連邦倒産法第706条(a)(6)参照)、一般的な免責不許可事由の存否については調査する必要がある。

(29) 連邦倒産法第523条(c)(1)は、同条(a)の、(2) (詐欺等によって負担した債務)・(4) (背任、横領、窃盗等によって負担した債務)・(6) (故意又は害意で危害を加えたことによる債務)に定める請求権については当然に非免責

法第523条(c)の規定によらない訴えは、いつでも提起することができる<sup>(30)</sup>。本条による確定を得るための訴えとの関係では、追加の申立手数料の支払いがなくとも事件を再開することができる。

(c) 第7章清算事件、第11章更生事件、第12章家族的農業従事者の債務調整事件、又は、第13章個人の債務調整事件における本法第523条(c)の規定による訴え提起の期間；所定の期間の通知 本条(d)に規定される場合を除き、本法第523条(c)の規定による債務の免責対象性の確定についての訴えは、本法第341条(a)の規定により債権者集会のために定められた最初の期日の後60日を超えない期間内に提起されなければならない。裁判所は、すべての債権者に対して、以上のように定められた期間について、R. 第2002条に規定される方式で、30日を下回らない猶予をもった通知をしなければならない。利害関係人の申立てにより、通知をなし審問を経た上で、裁判所は、理由があると認めるときは、本項により定められた期間を伸長することができる。この申立てはその期間の満了前になされなければならない。

(d) 第13章個人の債務調整事件における本法第523条(a)(6)の規定による訴え提起の期間；所定の期間の通知 本法第1328条(b)<sup>(31)</sup>の規定による債務者による免責許可の申立てに基づき、裁判所は、本法第523条(a)(6)の規定によるいかなる債務の免責対象性を確定するための訴え提起のための期間を定める

---

債権とはならず、債権者の申立てにより通知に基づく審問を経た後に、裁判所が事情によって免責されない旨を決定している場合に限り、非免責債権とされる旨を定める。これは、これらの債務の非免責性が手続終了後に争われ、弁護士を選任する余力のない債務者が敗訴したということに起因している(高木・240頁参照)。

(30) ある債権の非免責性が事件終結後に争われる場面として、以下のような場面が考えられる。例えば、奨学金にかかる債権は、一般に非免責債権となるのではなく、その債権が不当な困難を課すものである場合には、免責の対象となりうる(連邦倒産法第523条(a)(8)参照)。そのため、事件終結後の収入状況等によっては、その免責対象性について争いが生じる可能性がある。そこで、本条では事件終結後においても、随時免責対象性を争うことができるとしたものである。See 9 COLLIER ON BANKRUPTCY ¶4007.03 (Alan N. Resnick & Henry J. Sommer eds., 16th ed. 2010).

(31) 連邦倒産法第1328条(b)は、いわゆるハードシップ免責について定めており、裁判所は、計画が認可された後いつでも、通知をなし審問を経た後に、所定の要件が充たされる場合に限って、計画に基づく弁済が完了しなかった債務者に対して免責を許可することができる。

決定を発しなればならず、すべての債権者に対して、定められた期間について、R. 第2002条において規定される方式で、30日を下回らない猶予をもって通知しなければならない。利害関係人の申立てにより、通知をなし審問を経た上で、裁判所は、正当な理由があると認めるときは、本項により定められた期間を伸長することができる。この申立てはその期間の満了前になされなければならない。

(e) **本手続規則第七章の規定の適用** 本条の規定により提起された訴えによって開始された手続は、本手続規則第七章によって規律される。

◆ R. 第4008条 (債務再承認合意書の提出；債務再承認合意を裏付ける陳述書)

(a) **債務再承認合意書の提出** 債務再承認合意書は、本法第341条(a)の規定による最初の債権者集会の期日の後60日を超えない期間内に提出されなければならない。債務再承認合意書には、適切な公定様式の定めるところにより作成された表紙が添付されなければならない。裁判所は、いつでもその裁量において、債務再承認合意書の提出のための期限を伸長することができる。

(b) **債務再承認合意を裏付ける陳述書** 本法第524条(k)(6)(A)<sup>(32)</sup>の規定により要求される債務者の陳述書には、目録I及びJ<sup>(33)</sup>において陳述された総収入及び総支出の陳述書が添付されなければならない。それらの目録において記載されている総収入及び総支出と、本法第524条(k)(6)(A)の規定により要求される陳述書とで相違点が存在する場合、本項により要求される陳述書には、当該相違点についての説明を記載しなければならない。

[以下・第V章, 次号]

(32) 連邦倒産法第524条(k)(6)(A)は、債務再承認合意を裏付ける陳述書において、債務者が記載すべき事項について定める。

(33) この目録は、R. 第1007条(b)(1)(B)において要求されているものであり、具体的な様式については、<http://www.uscourts.gov/forms/bankruptcy-forms>から入手することができる(最終閲覧日：2017年2月20日)。